

# 消費税は廃止すべき

## 税の専門家がその根拠を示す

- 消費税に代わる財源はある（part②）
  - 立正大学法制研究所特別研究員・税理士 浦野広明さん
  - 税理士 菅 隆徳さん
- 消費税は社会保障に使われていない
  - 元静岡大学教授・税理士 湖東京至さん
- 税率引き上げで輸出大企業の還付金増大
  - 元静岡大学教授・税理士 湖東京至さん

消費税廃止各界連絡会

## 法人3税 実際の負担率(%)

利益上位大企業法人

トヨタ自動車	15.3
ソフトバンクG	0.0
ソニーG(連)	13.0
三菱商事	1.2
本田技研工業	12.7
武田薬品工業(連)	2.7
三菱電機	7.9

有価証券報告書から菅隆徳税理士が作成  
(連)は連結損益計算書から作成

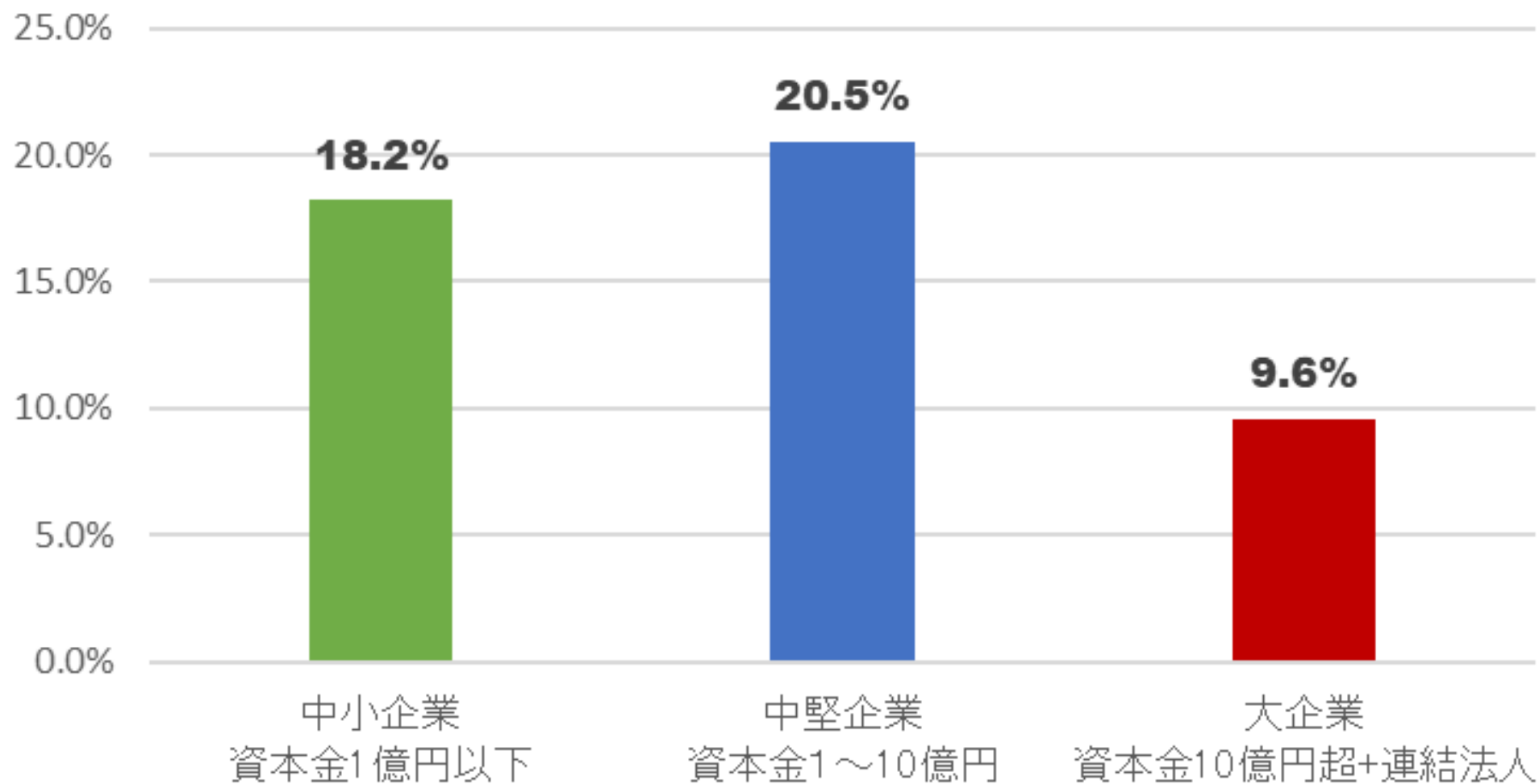
# 2019年度の大企業減税額の試算

## (1) 租税特別措置による大企業の減税額

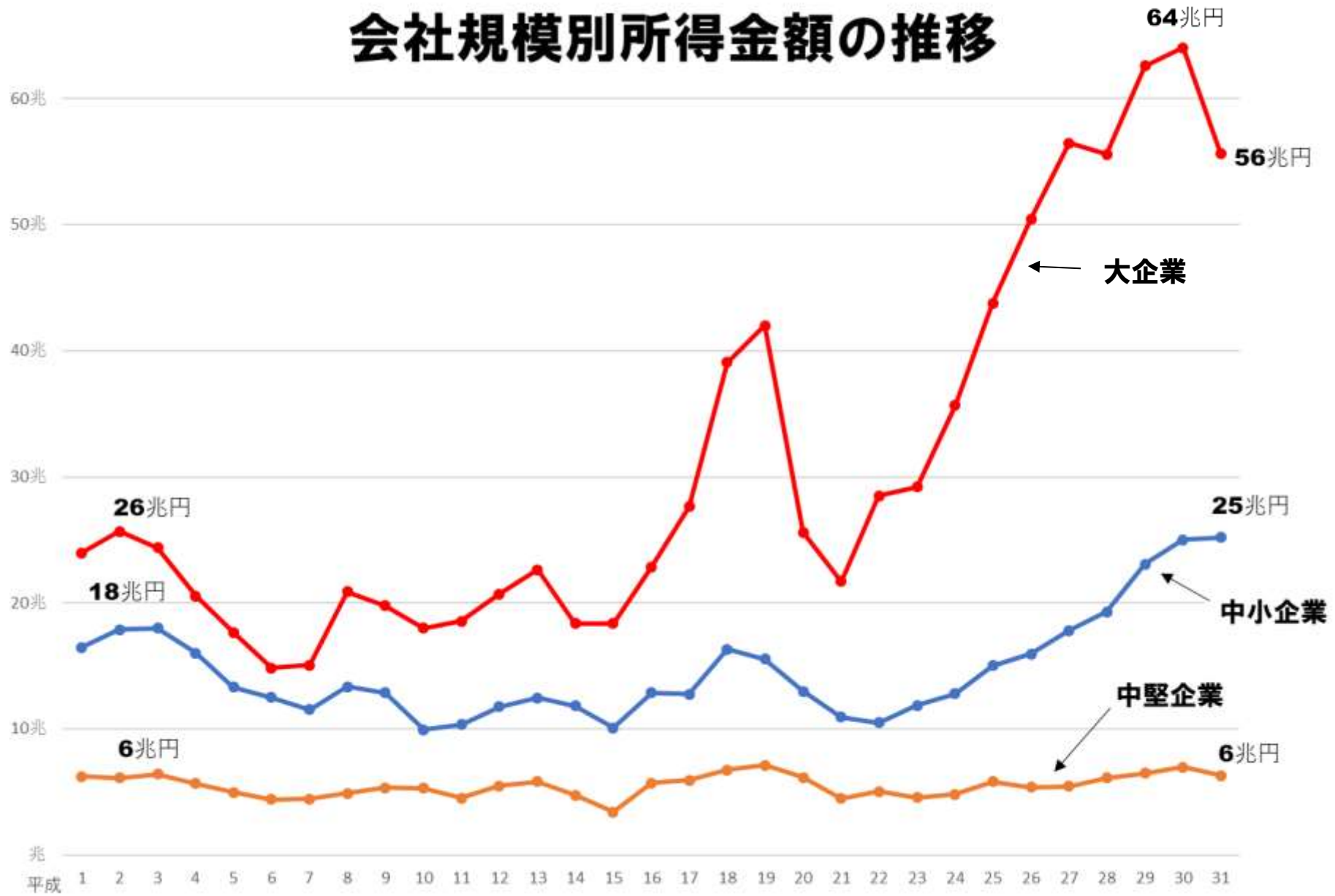
減税項目		減税額	概要
租税特別措置法関係		<b>1兆1,625億円</b>	試験研究費の税額控除など
法人税法の租税特別措置	受取配当益金不算入	<b>2兆9,032億円</b>	受取配当を利益から除き、減税するもの
	外国子会社配当益金不算入	<b>1兆3,662億円</b>	外国籍企業の外国子会社からの配当の95%を利益から除く減税
	連結納税	<b>6,382億円</b>	国内子会社の所得を親会社の所得と合算して法人税を計算する仕組み。連結納税グループ企業の中に赤字法人があると、各企業の黒字と赤字が相殺されるため課税所得が減り、個別に納税するより法人税が減税になる
合計 ①		<b>6兆701億円</b>	

(出所)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」国税庁「会社標本調査結果」(税務統計から見た法人企業の実態)「令和元事務年度法人税等の申告(課税)事績の概要」より税理士菅隆徳が計算、作成。

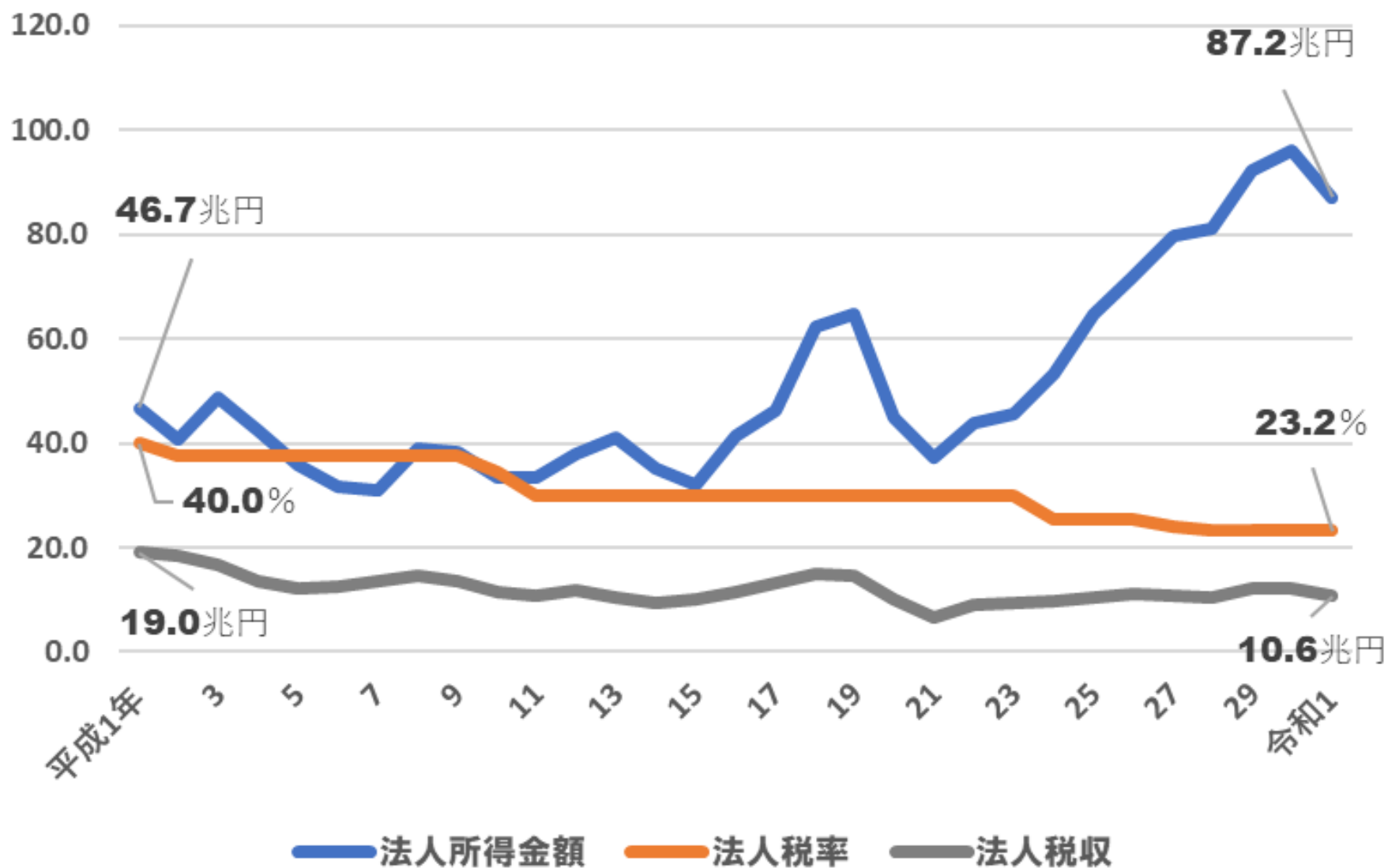
# 大企業、中小企業の 実質法人税負担率（2019年度）



# 会社規模別所得金額の推移



# 法人所得、法人税率、法人税収の推移



# 法人税を累進税率とした場合の法人税収(2019年度)

	合計所得金額 ①	利益法人数 ②	1社当り平均所得 ③ (①/②)	累進税率による 1社当り法人税額 ④	累進税率による 法人税収 ⑤ (④×②)
(資本金階級別)	百万円	社	百万円	万円	百万円
100万円以下	1,500,780	173,457	9	55	95,401
100万円 超	165,646	26,079	6	30	7,824
200万円 //	2,998,420	386,066	8	40	154,426
500万円 //	5,729,017	274,102	21	245	671,550
1,000万円 //	2,549,391	71,013	36	620	440,280
2,000万円 //	6,252,826	77,263	81	1,745	1,348,239
5,000万円 //	6,021,064	27,545	219	5,195	1,430,962
1億円 //	4,807,507	8,092	594	15,510	1,255,069
5億円 //	1,512,045	1,172	1,290	42,770	501,264
10億円 //	5,379,110	2,226	2,416	93,440	2,079,974
50億円 //	2,784,714	499	5,581	235,865	1,176,966
100億円 //	20,980,985	683	30,719	1,367,075	9,337,122
連結法人	26,514,161	1,073	24,710	1,096,670	11,767,269
<b>合計</b>	<b>87,195,664</b>	<b>1,049,270</b>			<b>30,266,346</b>

(出所) 国税庁、令和元年度分「会社標本調査」をもとに、税理士菅隆徳が計算、作成。法人税率5%(所得800万円以下)、15%(所得2,000万円以下)、25%(所得5億円以下)、35%(所得10億円以下)、45%(所得10億円超)の5段階とし、超過累進税率を適用している。

合計所得金額=申告所得金額+受取配当益金不算入額等+引当金等増加額+連結納税によって相殺された所得金額を示しています。